

発行/令和3年3月31日  
長野県木曾広域連合

第67号



# きそネット

## 気候非常事態宣言を行いました



温室効果ガスの「排出量縮減」を目指す運動を推進していくため、木曾広域連合と木曾広域連合議会は『気候非常事態』を2月26日に宣言しました。緑豊かな自然に囲まれ、日本遺産に認定された木曾地域は、日本有数の水源域でもあります。これを守り抜き後世に引き継ぐため、次の活動に取り組みます。

(写真は木曾郡内の町村長と町村議会議長)

- 1 気候変動を引き起こす地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を縮減するため、木曾地域の住民一人ひとりが紙類や生ごみ、プラスチック製容器包装等ごみ分別の徹底に努めます。
- 2 資源物の有効活用、リサイクル活動を推進し資源循環型社会の実現を目指します。
- 3 自然環境にやさしい再生可能エネルギーの普及拡大を推進し、省エネルギーへの住民意識を高めます。
- 4 環境に配慮した省エネルギー型施設の整備や設備の導入を促進し、自然エネルギーの有効活用に努めます。
- 5 木曾川上下流域の住民が一体となった森林の適切な管理、保全活動を推進し、森林の持つ水源かん養、国土保全など公益的機能の発揮により、温室効果ガスの排出抑制、災害に強い郷土の形成を目指します。

### 目次

気候非常事態宣言を行いました……………	1	木曾広域消防本部からのお知らせ……………	6
木曾広域連合議会報告……………	2	ケーブルテレビ光化工事のお知らせ……………	6
令和3年度当初予算の概要……………	3	老人ホーム木曾寮職員募集のお知らせ……………	6
介護保険料の改定について……………	4~5		

木曾広域連合の最新情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.kisoji.com/kisokoiki/>

# 木曾広域連合議会だより

令和3年木曾広域連合議会第1回定例会

開催日：令和3年2月26日(金)

条例の制定・改正3件、補正予算3件、新年度予算3件、その他1件が原案どおり可決されました。

- ▼議案第1号 租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について ……可決
- ▼議案第2号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第3号 木曾広域連合介護保険条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第4号 工事請負変更契約の締結について(令和2年度木曾グリーンセンター旧炉施設解体工事) ……可決
- ▼議案第5号 令和2年度木曾広域連合一般会計補正予算(第4号) ……可決
- ▼議案第6号 令和2年度木曾広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号) ……可決
- ▼議案第7号 令和2年度木曾広域連合下水道事業会計補正予算(第2号) ……可決
- ▼議案第8号 令和3年度木曾広域連合一般会計予算 ……可決
- ▼議案第9号 令和3年度木曾広域連合介護保険特別会計予算 ……可決
- ▼議案第10号 令和3年度木曾広域連合下水道事業会計予算 ……可決
- ▼全員協議会 協議事項1件 木曾広域連合財務諸表の報告について

## 行政報告(抜粋)

### 地域振興課

12月7日、木曾地域交通網対策協議会による「リニア中央新幹線長野駅視察」が行われ、各町村長以下25名が参加し飯田市内の駅建設予定地等の工事現場を視察しました。引続き木曾地域の産業や観光振興の活性化に向けて調査研究を進めてまいります。木曾観光地域づくり戦略2019に基づくプロジェクト事業は、12月18日の「石臼でそば打ち体験」を最後に5つのプログラムが終了し、累計54名の皆様が参加されました。商品化に結び付くプログラムは各観光協会及び観光局にて検討を進める予定です。

### 森林整備推進室

森林経営管理制度に伴う業務は、これまでに郡内全町村で対象森林の所有者説明会を終え、計51haの山林について意向調査を実施しました。現在、調査結果に基づいて所有者ごとに「集積計画」を策定し経営管理権の取得に向けて同意・公告手続きを進めています。

### 健康福祉課・介護保険事業

介護保険の運営状況は、給付額は12月審査分までの9ヶ月間で、前年度比約0.02%(637千円)の微減のほぼ横ばい状況となっています。また、来年度からの「第8期介護保険事業計画」について、医師や学識等専門者を交えて定期的に懇話会を開催し審議を進めてまいりました。

### 環境課

新ごみ焼却施設かし担保期間満了に係る検査を、2月22日に現場確認、書類確認をコンサルタントを含め実施しました。今後、維持管理に係る補修工事など長期補修計画に基づいて実施してまいります。

### 建設課

12月24日、長野県事業の「木曾川右岸道路開通式(上松町登玉から大桑村和村間3.2km)」が、長野県、町村及び工事関係者や地元住民の皆様が出席し開催されました。

令和2年度における災害復旧工事は、全町村計9箇所となり、うち6箇所が年度内竣工となります。残る3箇所は5月末の完了見込みです。また、町村橋梁定期点検業務は、5町村(木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、大桑村)あわせて229橋の点検を終えました。

### 情報センター

本年度の光化促進事業は、木曾町福島地区、南木曾町全地区での幹線工事を終えて、現在、加入者宅への引込と宅内工事及び工事完了地区の幹線撤去を実施しております。年度内の竣工に向けて順調に進捗しています。

### 木曾寮

1月7日、木曾寮の移転改築に向け、全町村長が県庁を訪問し、財政支援などについて協力依頼をしてまいりました。また、2月12日に「第2回木曾寮整備プロポーザル審査委員会」を開催し、提案設計の審査基準や採点方法などを確認し、今後、提案設計業者1社を選考してまいります。

### 木曾文化公園

感染症対策として、利用席や集客エリアの制限などを行い、催事開催2週間後には、フェイスブックで感染がなかった旨の情報発信に努め、利用者の皆様の安全安心につながる対応に努めております。

### 消防本部

昨年1年間の火災出動は13件(昨年比5件減)で、内訳は建物6件(1件減)、林野3件(1件増)、車両0件(1件減)、その他4件(4件減)となりました。救急出動は計1,373件(昨年比189件減)となっています。主な搬送先は、木曾病院へ949名、中津川市民病院へ132名、伊那中央病院へ43名となっております。

## 一般質問



質問者：松井淳一議員(木曾町)

答弁者：総務課長

### 広域連合におけるDX(デジタル化)について

◎自治体の事業は年々増加しており、現在のパフォーマンスを維持し、持続可能な状況を作り出すための一助としてDX化(デジタル化)に取り組む必要がある。

例えば、観光事業における観光事業の現状把握、介護現場における情報収集や介護事業のビジョン策定、森林データの収集など、デジタル技術を活用した検討を始めたかどうか。

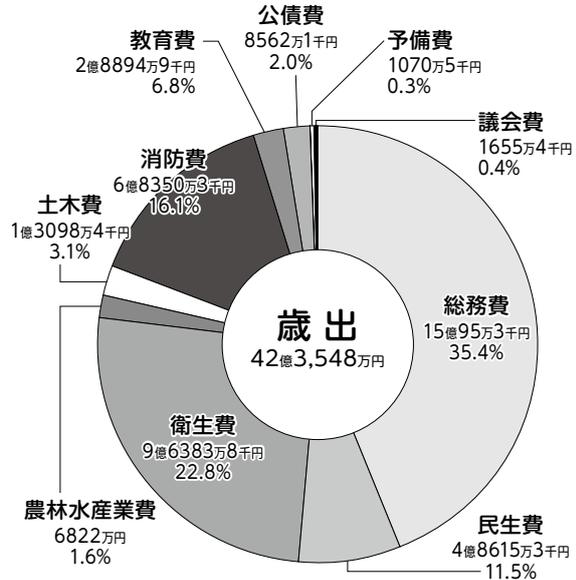
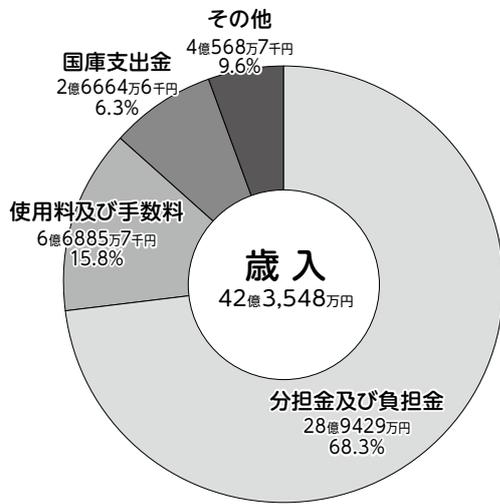
コロナ禍の現在は、日常生活や社会活動を行う上で自粛などの制限が余儀なくされ、働き方や組織体制のあり方など、新たな時代の改革が求められている。

▲木曾郡は、人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、今後ますます雇用の確保は厳しい状況となり、現在広域連合が取り組んでいる業務や住民サービスを今後も変わらず維持していくためには、人材を有効に活用するためのAIやICTといったデジタル技術による事業の効率化や、それらのデジタル技術を手段としたDX(デジタルトランスフォーメーション)による組織改革を町村や関係機関とともに検討していく必要があると考える。

# 令和3年度 当初予算の概要

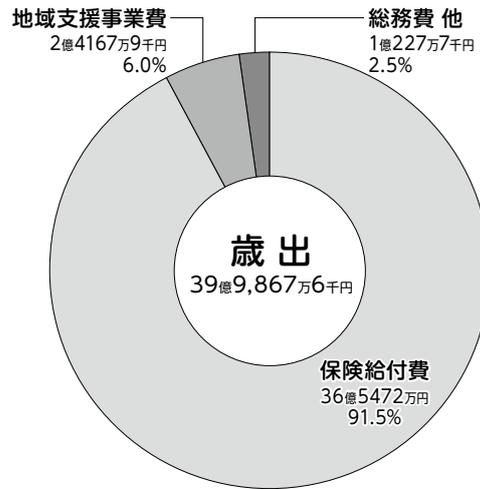
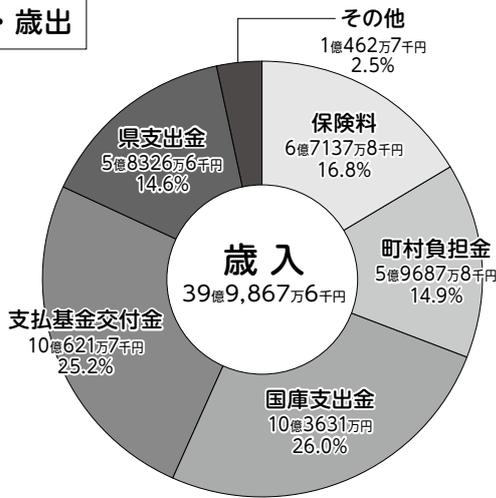
一般会計 歳入歳出総額：42億3,548万円

歳入・歳出



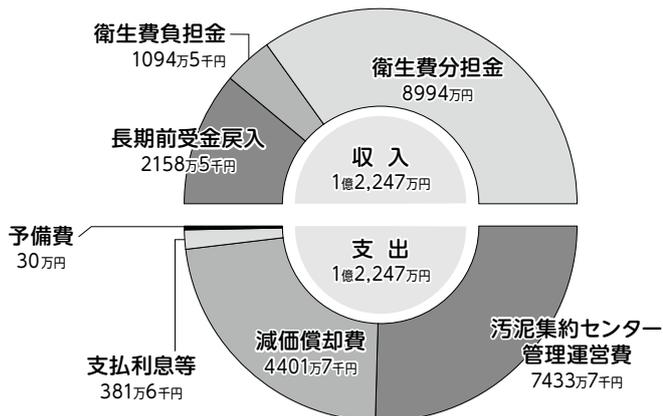
介護保険特別会計 歳入歳出総額：39億9,867万6千円

歳入・歳出

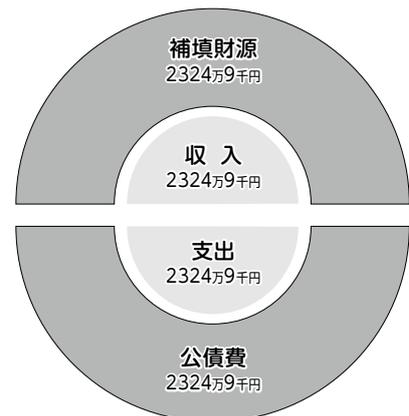


## 下水道事業会計

収益的収支 事業を運営するための収入と支出を表しています。



資本的収支 施設を整備するための収入と支出を表しています。



## 介護保険料改定のお知らせ

第8期介護保険料事業計画（令和3年度～5年度）に基づき、介護保険料の基準額は、月額5,400円（年額64,800円）になります。

◎令和3年度～5年度の介護保険料率《保険料額》は、所得段階に応じて次の10段階となります。

所得段階	対象者	調整率	保険料率 《保険料額》
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者等	(軽減後) 基準額×0.3 ↑	20,400円 (月1,700円) ↑
	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	(軽減前) 基準額×0.5	32,400円 (月2,700円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	(軽減後) 基準額×0.5 ↑	32,400円 (月2,700円) ↑
		(軽減前) 基準額×0.75	48,000円 (月4,000円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方	(軽減後) 基準額×0.7 ↑	45,600円 (月3,800円) ↑
		(軽減前) 基準額×0.75	48,000円 (月4,000円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.9	57,600円 (月4,800円)
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円超の方	基準額×1.0	64,800円 (月5,400円)
第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	76,800円 (月6,400円)
第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	84,000円 (月7,000円)
第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	97,200円 (月8,100円)
第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	基準額×1.7	109,200円 (月9,100円)
第10段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が430万円以上の方	基準額×1.8	116,400円 (月9,700円)

※第1～3段階については、国の施策により国で示された基準内に軽減されています。

※第4～10段階の保険料月額は、基準額に調整率を乗じ、100円未満を切り下げています。

○令和3年度介護保険料の納付書及び通知書は4月上旬に送付いたします。

年金天引となる方は4・6・8月の年金支給時の控除金額を、納付書払い・口座振替の方には、4月～7月までの介護保険料についてご案内させていただきます。

介護保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす（一例）

### 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

#### 〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

#### 〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

#### 自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助（1回）	99円
-------------	-----

#### 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話 ●草むしり・花の手入れ
- 来客の応対 ●模様替え ●洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネージャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

### 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

#### 自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円／1日
- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

#### 1カ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

### 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

#### 1日あたりの自己負担（1割）のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	748円	要介護3	811円
要介護1	752円	要介護4	827円
要介護2	787円	要介護5	844円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

## ゴミ焼きが原因の延焼火災が発生しています！ 野外でのゴミ焼却（野焼き）は法律で禁止されています。

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において一部例外を除き禁止となっています。

たき火等、「火災と紛らわしい煙を発生する行為」をする場合は、木曾広域連合火災予防条例により、事前に消防署への届出が必要になります。ただし、消防署が「たき火（焼却行為）」を許可しているわけではありません。



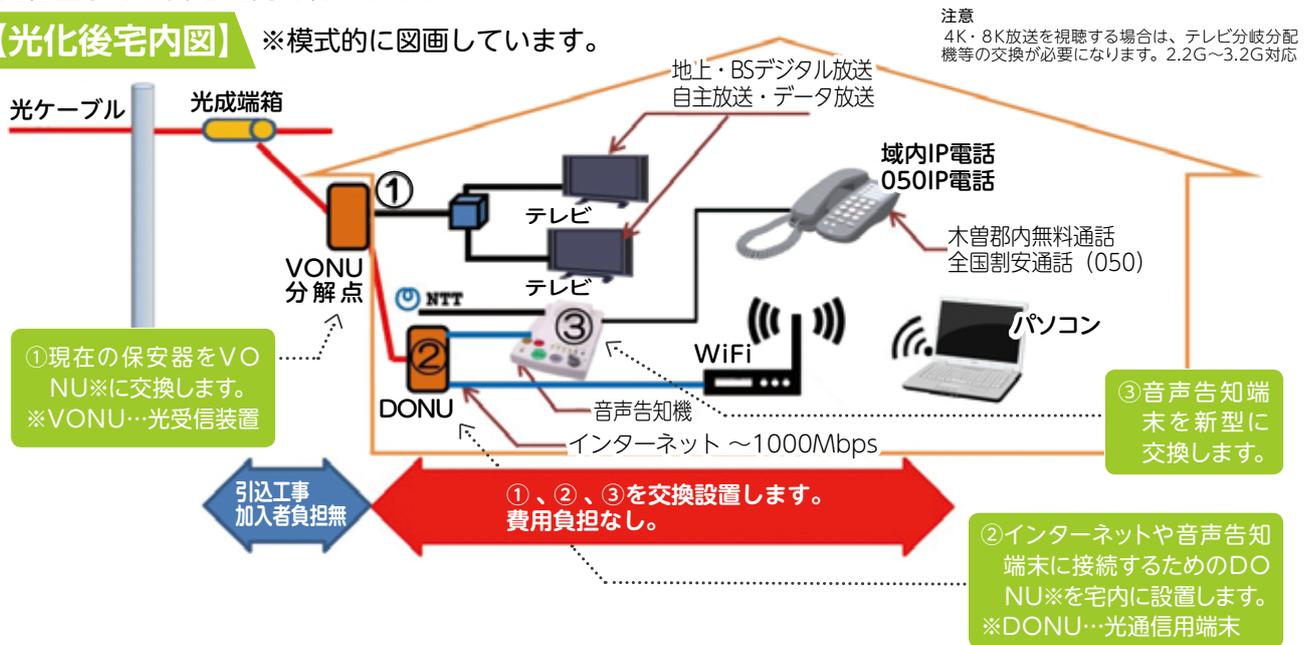
お問い合わせ先 木曾広域消防本部 ☎ 24-3119 又はお近くの消防署（分署）

## 木曾広域ケーブルテレビ 全線光化工事のお知らせ

木曾広域ケーブルテレビでは、木曾郡内の光化工事を実施しています。令和3年度は木曾町開田高原地区、三岳地区の整備を実施いたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎光化工事は宅外と宅内で行います。

【光化後宅内図】 ※模式的に図画しています。



◎光化工事後のインターネットについて

光化工事を行った住宅では、インターネットも光を使った高速通信が可能になります。

早ければ宅内工事を行ったその日から利用可能になりますので、是非この機会に光の高速通信をご利用ください。

お問い合わせ先 木曾広域情報センター ☎ 21-2212 広域IP \*\* 21-2212

## 老人ホーム木曾寮職員募集のお知らせ

老人ホーム木曾寮では、非常勤の洗濯作業員を募集しています。詳しくは、お電話またはハローワーク求人票にてご確認ください。見学だけでも大歓迎です。

お問い合わせ先 老人ホーム木曾寮 ☎ 52-2054